

注意事項

- ※ **申請者は太枠で囲まれた部分(①～⑦)** について記入してください。
- ※ **民設放課後児童クラブ利用料完納証明書(様式第2号)** については、**児童が所属する民設放課後児童クラブの代表者**が記入してください
(申請者は記入しないでください)
- ※ 修正等がある場合には、修正液などを用いずに、修正箇所に**二重線**を引いて、**サインまたは訂正印で訂正**してください。

A区分:生活保護受給世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親等である世帯

B・C区分:令和6年分所得税非課税世帯

D区分:児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯、又は災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難した世帯

上記の世帯が助成の対象となります。ただしB・C区分につきましては、令和6年度市区町村民税が非課税世帯であっても、令和6年分所得税が課税されていれば助成の対象外となりますので、ご注意ください。

① 提出する日を記入してください
(3月16日~3月30日)

民設放課後児童クラブ保護者助成金交付申請書

② 申請者 (= 下の枠の保護者と同じ
になります) の住所・氏名・電話番号
を記入してください。

令和 8年 月 日

(あて先) さいたま市長

③ 保護者名と申請者名は同
じにしてください。

住所 〒000-0000
さいたま市 北区本郷町〇〇番地
申請者 氏名 埼玉 太郎
電話 000(000)0000

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

④ 児童について記入して
ください。

民設放課後児童クラブ保護者助成金の交付を受けたいので申請します。

保護者	住所	さいたま市 北区本郷町〇〇番地			
	氏名	埼玉 太郎	生年月日	昭和〇〇年 〇月〇日生	
児童	氏名	埼玉 拓也	生年月日	令和〇〇年 〇月〇日生	
	児童クラブ名	〇〇放課後児童クラブ	入所年月日	年 〇月〇日	
	小学校名	〇〇 小学校	学年	1 年生	
家族 同居 人 構 成	氏名	続柄	年齢	職業・学校名・学年等	
	埼玉 太郎	父	37	会社員	
	埼玉 花子	母	34	パート	
	埼玉 拓也	本人	7	〇〇小学校	
	埼玉 翔太	弟	4		
振込先	〇〇 銀行 信用金庫		〇〇支店	支店コード	〇 〇 〇
種類	口座 番号	0 1 2 3 4 5 6	フリガナ 名義人	サイタマ タロウ	
	当座・普通				

⑤ 対象児童と同居している家族
をご記入ください。児童本人か
ら見た続柄をご記入ください。

⑥ 口座番号は7ケタで
記入してください。
(例) 0012345

⑦ 口座名義人は、申請者名及び保護者名
と同じにし、フリガナを記入してください。

様式第2号(第4条関係)

この用紙は必ず児童が所属する放課後児童クラブの
運営法人が記入してください。
(*申請者は記入しないでください)

「住所」、「保護者名」、「児童名」は交付申
請書と同じにしてください。

記入例2

民設放課後児童クラブ利用料完納証明書

住 所	さいたま市 北区本郷町〇〇番地	
保護者名	埼玉 太郎	
児 童 名	埼玉 拓也	
入所期間	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで	
入所期間中における月額の利用料 (おやつ代、父母会費、教材費等を除く)	月額	〇〇〇〇 円
備 考		

きょうだいで在籍の場合
でも、一人ずつ証明書を
作成してください。

上記の者は、令和8年〇〇月〇〇日現在、納付しなければならない利用料につ
いて未納額がないことを証明いたします。

令和8年〇〇月〇〇日

証明日と同じ日付になります(15日以降)

児童クラブ名 〇〇〇〇〇

法人・団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代 表 者 〇〇〇〇〇 (法人の代表者名)

運営する法人・団体の「代表者印」(代表理事印・理事長印など)

印

※「クラブ印」「保護者会印」や個人の名前が書かれた印ではありません

ここに書く入所期間は「令和7年4月1日～令和8年3月31日」が最大幅となります(上半期分
と下半期分を併せて申請する場合)。

児童が3月末まで継続して入所する予定の場合、入所期間の終わりは「令和8年3月
31日まで」と記入してください。また、児童が令和7年10月1日から令和8年3月に退所してい
る、あるいは、退所する予定の場合、入所期間は「児童が入所した日」から「児童が退所した日」ま
でとなります。(ただし、助成の対象となるには、その月の在籍日数が土日を含めて15日以上であ
る必要があります)。運営事業者・クラブの方が書類を作成する上で疑問がありましたら、放課後児
童課までお問合せください。